

# 学校において作成する計画等(一覧)

【概略図】

平成29年10月20日  
学校における働き方改革特別部会  
資料2-2

●学校において作成する計画等(※)は以下のとおり。なお、作成が必須とされているものについては太字下線としている。  
(※) 法令(◆)、通知(○)、答申、報告書等(□)(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠がある計画等

□ …学校単位で作成されるもの

○ …児童生徒ごとに作成されるもの

## 学校運営関係

◆(学校評価に関連して設定する)目標等  
(※自己評価の実施等が義務付けられている)

◆学校の運営に関する基本的な方針  
(※学校運営協議会が設置された学校の場合は必須)

○学校図書館全体計画等

◆消防計画

◆危険等発生時  
対処要領(危機管  
理マニュアル)

□食物アレルギー対応委員会 年間計画

□校内研修計画

◆学校安全計画

◆学校保健計画

□保健室経営計画

## 学習指導関係

◆道徳教育の全体計画

◆総合的な学習の時間の全体計画

◆特別活動の全体計画

◆食に関する指導の全体計画

□体育・健康に関する指導の全体計画

□(キャリア教育に係る)全体計画

## 生徒指導関係

○進路指導方針

◆学校いじめ防止基本方針

◆各教科、  
道徳科、  
外国語活動、  
総合的な学習の時間、  
特別活動(学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事)  
の指導計画

□(人権教育に係る)年間指導計画

□部活動の指導計画

◆(日本語指導に係る)  
個別の指導計画

◆(特別支援教育に係る)  
個別の指導計画 (注)

◆(特別支援教育に係る)  
個別の教育支援計画 (注)

○不登校児童生徒の支援計画

(注) 特別支援学校では必須。次期学習指導要領では、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒については必須。